

完全無缺に、而も萬古無窮に御行使遊ばさるることを、絶対に御信認遊ばされたる結果である。尙言葉を換えて申せば、天皇は自然に而も絶對的に、皇祖・皇宗並に天津神の神意に、御信順遊ばさるのみならず、それ以上に天皇は必然的に、皇祖・皇宗並に天津神と、同心一體の關係に、在らせらるる次第なれば、彼の外國の君主が、義務的に國民の約束に、服従するが如き關係とは、素より雲泥の相違ある次第が分るのである。隨て歴代の天皇が、御一人として、御一身の利益の爲めに、大權を御私用遊ばされし、事實なきは、何よりの確なる實證である。

次に憲法第三條に『天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス』との意義を拜察するに、天皇は政治上及び刑法上の責任を、全然負ひ給ふことなきの謂はれどのみ、解釋するのが、普通なるも、尙是れ以外に、積極的に天皇は、天津高御座（天照皇大神の尊位）に在ませらるる、現實的神格者で、在らせらるる意義をも、兼ね有し給ふことを、認識せねばならぬ事である。然し天皇は此等の特權（恐れ多き申分なる

も）と、除外例とがある爲めに、親ら政務に當らせ給ふなどと、推思するは、以ての外なる不敬的邪推である。實際に於ては憲法上の大權作用を、執行するものは、責任を負ふ所の國務大臣なるが故に、輕卒にも天皇は空位を擁し、國務大臣が責任を以て、専ら政治を執行するものと解するは、是れ即ち我等の天皇を以て民主國に於ける、君主と同一視するもので、大なる誤解である。我等の憲法に於て、天皇の大權作用を、特に區別せしは、天皇の御親裁事項を明かにせし爲めと思はるるのである。固より大權の行動は、國務大臣の輔弼に依るものであるが、輔弼は一切に於て、拘束若しくは同意と異なるに由つて、天皇は國務大臣の意見に拘らず、其大權作用を、自由に決行し得給ふこと勿論である。

(2) 皇位の繼承に就て

更に我等の國體に付て、特別なる性質の實例は、憲法第二條に於て、皇位繼承事

實を、規定し居ることである。祖國に於ける皇位とは、統治權の主體たる、天皇の地位を奉稱するものなるは、勿論である。而して皇位を繼承あらせらるべき御方は、法律學上の言葉で云へば、自然人であらせらる。而も自然人は死亡を免かれざるを以て、天皇も亦崩御を免れ給ひ難きものである。然るに祖國統治の要務たるや、瞬時も忽諸に附すべからざるものなれば、當然の結果として、皇位繼承の必要が起るのである。故に天皇にして崩御あらんか、皇位は直ちに踐祚せられ、其間些かの間隙をも容さないのである。故に皇室典範に於て、皇位繼承の資格及び順序を確定し、以て將來空位の事實を豫め絶無ならしめたのである。

(3) 攝政に就て

次に憲法上攝政の規定を、明文に掲げられたることも、亦以て祖國國體の、特有なる性質を、窺ひ知ることが出来る。思ふに國家統治權の行使は、一日も廢すべ

からざるに、統治權の主體たる天皇は、御一人なるが故に、時として種々なる、故障の生ずることなきを、保し難いのである。此場合に於て、直ちに皇位繼承の事あれば格別、然らざるに於ては、一時天皇に代つて、統治權を執行するものが必要が起るのである。即ち攝政なる制度は、此要求に應じて生じたるものである。而して攝政は、天皇の絶對に政を行ひ給ふこと能はざる場合、即ち天皇が親ら之れを任命し給ふ御能力あらせられざる場合に、置かるるものなる故に、攝政を置くべき、事情の生じたるときは、法の結果として、當然就職せらるるもので、決して任命に依るべきものでないのである。

(4) 天皇と憲法との關係

次に天皇と憲法との、關係を知るに於て、祖國の國體が、特殊の性質を有する事實を認むるのである。祖國の憲法は、欽定憲法にして、天皇の意志に基づき、制

定せらるるものなれば、天皇の統治權の作用は、決して、憲法に列記せられたる事項に限らぬものである。唯憲法に掲げられたる作用は、之れを爲すに特定の形式に依るべき次第を、宣示せられたるに止まり、其他の作用は、天皇に於て之れを行ひ給ふことを、禁止するの主旨は毫頭ないのである。隨て天皇に於て、自由に之れを行ひ給ふことを得るのみならず、如何なる形式を以て、之れを行ひ給ふも自由で在らせらるるのである。試みに憲法に規定なき、統治作用の二三の例を擧ぐれば、

領土の變更の如き、大使公使の派遣、又は受理の如き、神社の昇格、元帥稱

號の授與若くは大臣禮遇の特典を與ふるが如き。

は、其實例である。

(5) 天皇と帝國議會との關係

憲法第五條に『天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ』とあるは、議會が單に立法機關たるを、表示するものである。隨つて立法權は、統治權の總攬者たる天皇に屬するのみならず、之を行ふの權も、勿論天皇に屬するのである。何となれば、議會は立法作用に對し、唯協賛する丈である。換言すれば、法律案の内容を確定するに止まり、法律案に拘束を加ふるものにあらざることである。隨て議會は立法機關なるも、之れを以て立法權の主體なりとし、若くは議會は立法者なりと云ふは、全然謬りたる見解である。我等の憲法に於て、國民に立法上の參政權を與へしは、我等が皇祖の政治即ち『しらす』の意義に基づきし次第で、天皇の聖意と、國民の總意との、一致調和を圖るに、外ならざる理由と察せらる。然るに國民の總意は、時に因り單に多數決を以て、判定し難き場合あるを以て、此の如き際には、天皇の大御心が、取りも直さず、國民の總意となる次第であるから、隨て議會の議決も、絶對に立法上の拘束權を有するものでないのである。此點は

祖國國體の特殊なる性質に、基づく次第である。此理由から憲法に、大權命令なる規程が存することと、拜察するのである。

大權命令とは、天皇親ら獨裁せらるべき、憲法の大權事項を定めたる、命令を稱するものである。即ち憲法第十條より、第十六條までを云ふのである。例へば各省の官制、俸給令、又は任用令其他爵位勳章の授受、並に大赦特赦等のことを、定めたる命令の如きものである。而して此命令は、其効力に於て、法律と同等の地位にありて、彼此互に相變更し得ざるを原則とするものである。何となれば、憲法が大權事項を特定したる精神は、議會の干渉を受くることなく、特に天皇の獨裁を以て、之れを遂行し給はしめんとする、理由に據るからである。

以上述ぶる所に依つて、我等の天皇は、憲法の外に立つて、特爲の權力を有せらるる神聖にして侵すべからざる、尊位で在らせらるることを、確認し得ると同時に、天皇に依つて、表現せらるる祖國の國體も、當然憲法を超越して、萬古動か

ざる、渾一體なることを知ることが出来るのである。

茫茫五大洲。未見金甌國。赫赫我神州。

萬秋不知極。

萬秋雖莫極。皇運要扶翼。經世策如何。

曰文德富力。

寄國祝

神作龜山

第六章 教育勅語と國體

明治天皇の教育に關する勅語は、我等の祖國に於ける教化の大本を、國民に御示し遊ばされしと同時に、祖國國體の精神をも、御宣明遊ばされたる御事と、拜察し奉るのである。換言すれば教育勅語は我等祖國の大生命たる『あまてらすすめらまこと』の御神意を、表現的事實に由つて、御示し給ひしものと恐察し奉る。故に我等國民は國體精神を中心意識として、禮拜し身讀して始めて、其御意義を味解し得ることと信せらる。此意識に由つて、拜讀するときに、御勅語は首尾一貫して、國體精神たる絶對的愛(まこと)の御意義を、徹底的に御宣明あらせるものと信するのである。即ち聖勅の首めに『皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ』との御聖意は、我等の祖國は、皇祖皇宗の絶對的愛(まこと)に由つて、肇造せられし故に、國を肇むること宏遠なるの理由が心解せら

れ、次に皇祖皇宗は絶對的愛(まこと)を以て、我等の祖先並に其子孫にまで、はぐぐみ給ひし故に、徳を樹つるの深厚なる次第が味解せらるるのである。次に『我臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ是我國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ茲ニ存ス』と仰せらるるは、取りも直さず我等臣民は克く國體精神たる絶對的『まこと』に信順し、其『まこと』を以て天皇即ち大御祖に仕へ奉る故に、億兆心を一にすることが出來ると云ふことで、『厥ノ美』とは所謂絶對的『まこと』である。此信順意志は余が屢屢陳述せし如く、神人同種・君臣一體の國家なる故に、自ら祭政一致・忠孝一本(絶對的『まこと』の表現)の教化の大軌範が、生まれしもので、此大軌範は宇宙大自然の妙理を包容せる、純眞愛の醇化大成せし至上道なれば、茲に自然と民族一同の信順隨歸を得、億兆心を一にすることとなるのである。而して其『克ク忠ニ克ク孝ニ』は『義ニ於テハ君臣タリ情ニ於テハ父子タリ』の大慈悲に對し、自然に表現する、臣民の至誠である。即ち『す

めらみこと』(天皇)として仰ぎ奉る心は、忠(『まこと』即ち『うやまひ』)となり、『おほみおや』(大御祖)として親しみ奉る心は、孝(『まこと』即ち『やしなひ』)となるのである。故に『克ク忠ニ克ク孝ニ』は所謂忠孝一本で、我等同胞臣民の、天皇(『すめらみこと』)に對し奉る至情である。此誠心あるが爲めに、億兆心を一にすることが出来、且之れが單に一世一代に限ることなく、子孫萬世に通じて、變らざる(天壤無窮の絶對的『まこと』の臣民たる)所以である。隨て史家は我等國民を『萬世の民』と稱するのである。『萬世の民』としての内容には、當然天壤無窮の皇運を扶翼すべく、傳統的に組織的に價值を創造するの責務がある。價值の創造がなく、表現がなければ、『萬世の民』は唯空名に止まり、實質を失ふものである。故に國民は茲に覺醒し、愈々益益國體の宣揚と發展とを期待すべきである。

『萬世の民』たる以上は、國民の一切の行動は、悉く此精神に基づくべきである。例へば一身の修養にしても、又職業にしても、其精神の根底は、天壤無窮

の『まこと』にあらねばならぬ。單に抜け懸けの功名に、あせつたり、目前の私利に夢中になる如き考へにては、『萬世の民』の資格がないのである。我等の祖先が家系を貴び、子孫を懷ふ所以は、全く茲に根ざすのである。されば何事も永遠に生くるの信念を以て、國家民族の福祉を計り、自己の創造せる價值をして、萬古無窮ならしむべく覺悟すべきである。

皇運とは申迄もなく、天壤無窮の大生命即ち『あまてらすすめらまこと』で在らせらる。聖勅は寔に、具體的に之れを御明示遊ばされて居る。即ち絶對的『まこと』を中心意識として、先づ己れを修め、家を齊ひ、以て國に盡し、社會に奉じ遂に全人類に及ぶべき次第を、お示しになつて居る。之れを煎じ詰むれば、國體精神に信順しつゝ、祖國に奉仕することが、小にしては、一身一家に對する本務を全ふし、大にしては、社會・國家並に全人類に對する、本務を遂ぐることとなるのである。重ねて言へば、國體の大生命即ち、『あまてらすすめらまこと』(絶

對的愛)を擁護することが、一切に於ける國民道德の遂行であり、延いて全人類愛を表現する次第である。

更に聖勅の末段に、『斯ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ』と仰せらるるは、最も感佩に堪へざる聖意と思はる。而も斯の道とは天壤無窮の大生命たる『あまてらすすめらまこと』であらせらる。此絶對的愛(まこと)より表現せる大御教が、教育に關する聖勅であらせらるる故に、此聖勅は直ちに、國民の精神たるべきことは、申すまでもなきことである。即ち余が前章『三種の神器』を講述せし際に、『御璽』は調和を意味し、『御鏡』は平等を意味し、『御劍』は差別を意味すと云ひし如く、我等の皇道即ち國體精神は、渾一的調和を理想とせられ、其調和は一切の差別を、圓滿に渾然融和する爲めに、必然的に平等的軌範を要求することとなり、而も其大軌範たる至上

道、即ち絶對的愛(まこと)は平等であるから、教化の淵源は、眞に茲に發因するのである。斯の至上道は、神の道であり、教であると同時に、人の道であり。教へである。故に斯の大軌範たる至上道即ち教へ以外に、絶對的平等を認めぬことが、祖國國體の一大特色である。隨て斯の至上的軌範に對しては、一天萬乘の天皇も、一介の樵夫牧童も、同様に拳拳服膺し禮拜遵奉せらるる次第である。是れ即ち明治天皇が『朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ』と仰せらるる所以で、恐懼の極みと感佩すべき次第である。是に於て始めて、億兆心を一にするの、調和の遂げ得らるる次第が、了解さるのである。斯の如く考察するときに、教育に關する明治天皇の聖勅は、國體精神即ち皇道(絶對的まこと)の御宣明と、仰ぎ奉るべき次第と存せらる。欽定憲法は、政治上統治の形式を以て、國體の尊嚴を表明し、教育に關する聖勅は、徳教の精神と軌範とを以て、國體の精華を御宣明在らせらるる次第と恐察し得るのである。隨て此聖勅を禮拜信順し

奉るときに、我等臣民は、天皇は單に政治上の統治權を、總攬あらせらるる絶對的尊位なるのみならず、更に徳教は勿論、經濟なり、藝術なり、信仰なり、其他國家一切の大權威で在らせらるることを、衷心より禮拜し感謝する次第である。是れ即ち尊嚴無比なる、國體精神を表現し給ふ現神即ち「すめらみこと」(天皇)の神聖にして侵すべからざる、所以と恐察する次第である。

殖産又興業。 皆言立國基。 知之須奮起。

大勢不_レ_レ_レ時。

大勢既滔々。 豈容隻手勞。 惟斯經世業。

能致富山高。

述懐

神作龜山

第七章 文化の創造と國體の發揚との關係

前章に於て、國民の一大本分は、皇運の扶翼即ち絶對的愛(まこと)の發揚に、在る次第を説述したのである。國民として國家に忠なる所以は、一に茲に歸着するのである。而して文化の創造は、常時不斷の努力に由つて、達成し得るもので、此心懸と行爲とが、最も賞揚すべき、國民の奉仕である。國難に際し身命を抛つて、國事に殉ずるは、素より大切なる忠行に相違なきも、此等は止むを得ざる、臨時的危急的奉仕で、平常不斷に望むべき、奉仕でないのである。故に國民を擧げて、平素に於て、文化價値の創造に盡瘁し、以て皇運を扶翼し、國體の宣揚發展に、奉仕することが大切である。而して文化の創造は、國民各自の特性特色、(即ち絶對的愛(まこと)に信順する、各自個性の「まこと」を表現發揮するに由つて、最も能率を高むることが出来る。例へば藝術に秀でしものは、藝術の方面に驥足

を伸ばし、學理に長じたるものは、學理の研究に一身を委ね、徳教に篤きものは、道徳的行爲に由つて、世上人心を導くべく、信仰に深きものは、敬虔的行動を以て、世を経し人を濟ふことが、最善の心懸である。

史上の事實に付て説述すれば、我等祖先の文化創造に於て、特に顯著なるものは、藝術である。就中『しきしまのみち』に於ける歌は、眞に祖國特有の一大文藝で、國體の精華は、全く之れに由つて、表現せられ又培養せらるるものである。換言すれば、祖國一切の道徳も、學理も、信仰も、藝術も、皆此歌に表現されて居るのである。隨て此等の歌を研究翫味すれば、祖國一切の文化價値を、認識することが出来るのである。此等の事實を閑却する爲めに、祖國には文藝もなく、哲學もなく、宗教もなしなどと、自ら卑屈と愚蒙とを叫ぶのである。此事に付ては、余の敬愛する三井甲之氏は『明治天皇御集研究』と題する著書に於て、極めて的確に講述せられ居るのである。明治天皇は實に『しきしまのみち』の代表神として、

仰ぐべきと同時に、祖國に於ける一切文化の精華を表現し、代表し給ひし、空前無比の一大權威と崇め奉るべき『すめらみこと』に在ませらるるのである。歌に次で、祖國文化の著るしき、光彩を放つものは、工藝及び繪畫である。而して以上の藝術に、卓越の人材を輩出せしは、畢竟各自が國體精神を涵養し、皇道の崇拜者を以て、自任せし結果である。一二の例を擧ぐれば、柿本人麿は、皇室崇拜の信念に燃えし爲めに、空前の大歌人となつたのである。山邊赤人も、郷土禮讃の道念に篤きより、是亦人麿と鏝を並べ馳せる程の、大歌人となつたのである。大伴家持は武將の身なれど、祖國の純眞的武道に、信順せし爲めに、是亦一廉の歌人となつたのである。書道に於ける空海が、漢字の本家たる、支那に匹儔なき程の、名筆となりしも、單に眞言宗の開祖としての、名僧たりしに由つて、然りしものでないのである。繪畫に於ける雪舟が、是亦東洋畫の本源地たる支那に、其匹儔を見ざる程の、大宗と仰がるるに至りしも、畢竟祖國の國體精神に憧憬せし

結果の、表現に外ならざる次第である。其他我等同胞民族、特有の創造に係る音楽(三絃樂及び謠曲)武道(劍道及び柔道)工藝(建築及び彫刻)等の方面に於ける、巨匠名工も同様である。人或は本邦に於ける、美術工藝發展の原因を以て、主として佛教の感化に基因すと、主張するものもあるも、こは即ち一を知つて二を知らざるものである。若し單に佛教の感化に基づくものならば、印度・支那に於て、より以上に卓越せる音楽・武道・繪畫・彫刻其他の巨匠を輩出せしむべき筈なるも、其然らざる所以は、我等の祖國に於けるが如き、特殊なる渾一的至道の要素を缺如するに由るのである。國體精神の表現者としての偉人を、近世中に求むれば、第一に毛利藩の英傑村田清風を擧ぐべきである。清風が一代を超越し、而も明治維新前に、黎明的活動をなし以て、王政復古の創業に活動せる毛利藩諸名士の先驅者たりし實力は、何に由つて然りしかと云へば、彼れが眞實祖國の國體精神に、透徹感孚せし結果である。彼れが時に「孔子にも釋迦にも一步を譲らず」と

高唱せしは、決して彼れ自ら尊大なるにあらずして、孔子なり釋迦なり、何れも絶世の偉人なるには相違なきも、我等の國體を肇造せし、皇祖を始め奉り、天津神の偉大なりしに比するときは、到底肩を比すべきにあらずとの、祖先崇拜心より、其皇祖皇宗の至道を信順承繼すべき、國民としての操守を、全ふせんとの氣概に出でたるものと、推察することが出来る。故に我等の國體精神を、衷心より禮拜し信順し、其精神を以て心とし、萬事之れに由つて事に従ひ、道を行ふ者ならんには、必ず各方面に於て、夫夫文化價値を創造し得ること勿論である。是れ實に祖國歴史の實證する所である。彼の源義家が武將の身にありながら、鎮守府將軍としての政治的手腕に卓越し、其他歌人として、將た道德家並に敬神家として、前後匹儔を見ざる底の、大人物たりしは、畢竟彼れが幼少の際より、八幡神を崇敬し、之れに憧憬禮讚せし修養の結果が、遂に絶世の全人格偉材を陶冶せし次第である。將又楠公が同じく武將の身にありながら、稀世の大忠臣として、無

窮に崇敬せらるるも、畢竟醇正なる尊王的精神が、其修養の根底となり、以て陶冶の偉功を全ふせしものと思ふのである。

俚諺に『筍は竹林に産し、松茸・松露は松林に産す』と云ふが如く、神人同種・君臣一體の渾一的國家には、必ず之れに相應する。文化價值を發生し得べきこと、當然である。而して其文化價值の創造が、より能く成功すれば、成功する程、國體の本質が向上し、發揚するものである。國體の擁護と發展とは、是非とも其處に表現する、文化的價值を、より能く、より多く、發揚せしむることが、肝要である。隨て其反對に文化價值の表現を見ざるることとなれば、國體の本質は、既に萎靡廢類に傾き居ることを、豫想することが出来るのである。故に國民は特に茲に目覺むると同時に、奮起することが大切である。

以上述ぶる所の如く、從來の文化價值は、藝術以外には、著るしき發展なきを見て自然我等同胞の能力を疑ひ、甚だしきは大和民族には、思想の進歩なしなど、

酷評するものもあれど、こは謬れるの甚だしきものである。勿論從來藝術以外の文化に於ては特に見るべきものなき有様なるも、(勿論絶無と云ふあらず、現に科學界にも、關孝和等一團の數學家は、世界に於ける著名の科學者と、時代を同ふして、數理の發明をなせしが如きは、顯著の史實である)こは畢竟教化の不徹底なりしに坐するもので、我等國民の本質能力に、缺陷あつての故でないのである。況して科學的文化の著しからざるを以て、一概に我等國民の性質的缺陷の如く、速斷するが如きは是れ亦甚だしき謬見である。我等國民が、工藝並に工業上に於ても、夙に其優越性を發揮し居りしことは、的確なる實例がある。

例へば刀劍鍛冶の術の如き、單に銳利の製品を出せしに止まらずして、其鍛冶に於ける、工業的技能と知識とに於ては、眞に世界に冠絶せしものである。即ち名工の合金術の如き其適例である。近時歐米諸國に於ける冶金術の發達せし原因中には、我等の祖國に於ける、昔時の製品に付て、研究せし結果の事實が、與つて

力あることは、屢屢聽く所である。即ち古代の名工巨匠が、慘澹の工夫を凝らし、製鋼術に新機軸を出せしは（普通の鐵鑛に重石・其他の鑛物を加へて新たな鋼を鍛冶せしが如き）世界の驚異とせし所である。然るに此等の大發明も、所謂一子相傳に屬し、單に秘密的研究に成りしもの故、自然組織的に繼續的に、發展せざりし爲め、纔かに一家一門の秘傳密術として、局限終了したのである。然るに前にも述べし如く、我等の同胞民族は、最初より科學的知識と、技能とに長せしことは、其時代時代の史上に、相當の事實を遺して居る。特に應用の點に於ては特殊の技能を有せしこと、的確なる實例がある。明治維新の初め、獨逸より招聘せし、『ドクトル・ワグネル』(化學者)が、常に一つ話として、余に語られたることがある。そは彼が初めて横濱に着せし際、我等祖國の傘を見て、紙の加工術に感心し、爾來紙の加工品に付、蒐集の結果、愈々本邦人の化學的應用技能に驚倒し之れが爲め俄に我等の祖國に於ける、百工技術に對する、調査の趣味を^{そそ}咬り、次

第に調査と蒐集を積むに隨ひ、各種の手工業に、卓越の技術を發見し、刀劍を始め、漆器・陶磁器・繪畫・彫刻其他の工藝品を蒐集し、之れを獨逸に送つたと、云ふことであつた。今日獨逸の化學工業を始め、製鋼・冶金其他の製造工業に、劃時代的進歩を促せし、動機と原因とは、勿論種種あるべきも、『ドクトル・ワグネル』の着眼と好意とに由つて、我等が祖國の製品に付、同國學者の研究を、作興媒助せし功は、確かに有力なる一原因と想像せらる。『ワグネル』が横濱に着港匆匆、我等祖國の傘を見て、祖國民の化學的應用技能に、一驚を喫せしこのことは、素より一笑話に過ぎざるべきも、亦以て我等祖國民の工藝は勿論、一般工業に對する科學的能力に堪能なる、實例として見る事が出来る。況して神代史に就て推考するも、上古に於ける我等祖先の、手工業に巧妙なりし事實は、遺傳的に科學的能力の卓絶せしことを語るものである。隨て現在即ち歐洲大戰亂後、俄に勃興せし、祖國現時の科學的諸工業の、實際を見るに付けても、我等同胞民族の、此

等に關する能力の、非凡なるを實證して餘りあるのである。況して精神科學に於ては、我等の大祖先が、一層卓絶せる事實を、物語り居るのである。是れ畢竟血族的家庭に於て發祥し、向上せる皇道の大精神を基礎とし、之れに由つて、學問なり、政治なり、將た藝術なり、各特殊の文化を創造し、得たるものと思ふのである。畢竟今日の如く、歐米文化に模倣することのみを以て能事とし、毫も祖國に於ける固有文化を、回顧祖述せざる爲め、現在の如き憐れ果敢なき、事相を現出したのである。或武道家の説話によれば、祖國の柔道は、世界に比類なしの事である。柔道に於て、世界に匹儔を見ざるこの事實の裏面には、祖國同胞民族に、尙幾多優秀なる潜在的能力あることを、豫知し得るのである。此一例に付て考ふるも、我等の同胞民族が夙に現在に於ける、歐米文化の心醉迷夢を醒まし、祖國皇道の大精神に目覺め、以て新たなる創造に、奮起猛進することとならば、必ずや世界に一大驚異を與ふる底の、價值を表現するに至ることと思ふのである

即ち皇道精神の鎔鑄爐内に於て、東西の哲學及び精神科學の精華を鎔鑄陶冶し、以て新たなる世界的一大文化を、創造するが如きは、最も好個の問題にして、而も我等大和民族の遂行すべき大使命と信するものである。斯くありてこそ、始めて現代の國民が積極的に祖國に對し、偉大なる忠義を抽んずると同時に、天壤無窮の國體を肇造せられたる、皇祖皇宗を始め奉り、天津神並に其他我等の大祖先に對して、衷心より報恩感謝の實を擧ぐるものと、謂ひ得るのである。

我等の祖先は、開國の當初より終局の目的として、世界の平和即ち國際的協和を豫想せしものである。其事實は皇宗神武天皇の詔勅に由つても推察し得るのである。故に其子孫たる我等國民は、是非とも祖宗の目的を實現すべきである。而も之れが眞の報本反始の大孝道である。それには第一に祖國の國體精神に目覺むると同時に、祖國本來の國是と精神とを、宇内に發表し、次に東西文化の精華を打つて、一丸とせる世界的な文化を創造すべきである。我等國民にして、之れを遂

行し得ば、我等は優に世界平和の盟主として、率先大聲疾呼し得るのである。然るに先頃英國の現内閣首相は、親しく北米合衆國大統領を訪問し、與に相携へて、世界平和への道普請をなさんと、得意氣に廣言し居れど、私かに兩國從來の政策並に史的行動を回顧するときは、其廣言は柄に似合はぬ様に思はるのである。此等の跋扈跳梁を見るに付けても、開闢以來全人類愛を目的とし、世界の眞の平和を期待せる、我等祖先の信念に對し、如何の感がある。洵に心外に堪へざる次第である。

末法日紛紛。翕然走私利。道人見世間。咄拙於兒戲。

又

舉世真澆季。滔滔街小智。誰將正法功。一掃拯非異。

述懷

神作龜山

第八章 明治天皇

我等同胞臣民が等しく、祖國國體精神の表現たる、現神としての天皇（『すめらみこと』）を總合的に仰ぎ奉るときに、何れの列聖尊位に對するも、衷心的崇敬心には、毫頭變りはないが、ともすれば分解的に天皇の御人格方面、即ち法律學的に謂ふ所の自然人としての御資格を、禮拜し奉るときは、寔に恐れ多き極みながら、それに對する感想に、多少の相違が起るやうである。これは天皇即ち『すめらみこと』の尊位に上り給ふ、上御一人と雖も、法律學上の所謂自然人で在らせらるる上は、悉く同一の御人格を、お具へ遊ばさると云ふ、譯に參らざれば、止むを得ざる次第とも恐察さるのである。さりながら斯様に分解的に御人格方面を仰ぐときに、縦令歴代の列聖尊位に對する、感想を異にするとも、總合的に仰ぎ奉る現神たる天皇即ち『すめらみこと』に對する、衷心の尊敬には、毫頭變りな

きことは、吳吳も前述する通りである。然るに我等は總合的に明治天皇を仰ぎ奉るときに、現神なりし天皇即ち『すめらみこと』の尊位として、彌が上にも尊敬心を捧げ奉ると同時に、分解的に御人格的尊位を拜し奉る時に、自然人としての、あらゆる至上的價值を御表現遊ばされたるに、感佩隨喜し奉る次第である。言葉を換へて申せば、畏くも明治天皇は祖國の國體全精神を、如實に圓滿に表現し給ふ所の、偉大尊貴の現神として、禮拜し奉ると同時に、一面更に空前無比の一大全人格者として、尊敬措く能はざる次第である。即ち總合的に仰ぐときに、君臣一體の全中心は、全然明治天皇に於て表現遊ばされ、更に分解的に仰ぐときに、道徳的國家の全精神を表現し、原理的國家の全精神を表現し、藝術的國家の全精神を表現し、信仰的國家の全精神を表現遊ばされし、事實を仰ぎ奉るのである。故に我等臣民は、國民として一切の軌範を、明治天皇に仰ぎ奉ることが、最も大切なる本義であり、修養であると信するのである。一天萬乘の尊位を極め、何一

つ不足をも感じ給はざるべき、天皇の御身におはしましなから、深刻なる克己心と、反省力とを以て、終始一貫御身を慎み遊ばされたることは、取りも直さず、一意皇祖皇宗の御教に信順遊ばさるると同時に、一面御身を以て、何處迄も兆民の軌範として、實踐躬行遊ばされたる次第と恐察し奉り、衷心より聖意の有難さに感泣措く能はざる次第である。而して明治天皇の御聖志は、御詠に由つて特に有難く拜察することが、出來得るのである。政治上の詔勅は、勿論天皇の御宸衷より出づることなるも、其渙發に付ては、時の國務大臣始め、輔弼の重臣等の時局に對する、獻策も、與り居ることながら、御詠に至りては、全然天皇の御實感を、御表現遊ばされしものなれば、天皇の聖旨叡慮は、全く御詠に由つて、實相眞意を拜察し奉ることが出來るのである。隨て御詠を以て、政治の精神とし、教化の精神とし、經濟の精神とし、藝術の精神とし、信仰の精神として仰ぐことが、最も大切にして、有りがたき修養法と思ふのである。故に國民は一に明治天

皇を宗主として、兆民の心を天皇に集注することが、大切であると同時に、之れが國家に對する最大適切の奉仕と信するのである。天皇の御詠の大部分は、衷心より同胞臣民に對する、至上愛の發露で、毫しも他に求むるところなく、銜ふところなき、純生・純眞・純愛・純美・純信其物で在らせらる。故に明治天皇を總合的に尊敬し、信仰し奉るときに、我等は最も的確に祖國國體の眞意實相を考察し、直觀することが出來得るのである。畢竟國體の渾一的眞意實相は、明治天皇として、表現あらせられたる次第を直感すると同時に、斯の如き渾一的金甌無缺の、國體實在し居る爲めに、明治天皇の如き、絶對的尊嚴なる現神の出現し給ひしことを、如實に痛切に禮拜し感佩し奉る次第である。

古來一世に卓絶せし、英雄豪傑は、世界各國に其例少からざるも、明治天皇の如き智徳兼備・眞信圓滿にして、而も物心一如の全精神を表現あらせられ給ひし聖天子は絶無である。諸外國の帝王、其他一國の主權を掌握せられし明主中には、隨

分偉大の名聞と、功跡とを擧げ得たるものあるも、其の動機と末路とは、概して不良である。畢竟自己の功を誇り、名を衒ひ、過分の名譽心と慾望とに、驅られし結果の致す所である。

然るに明治天皇は、歳と與に、愈愈御身を慎しまれ、行ひを勵み給ひ、終始一貫克己反省に精進在らせられしことは、全く民兆の幸福と安寧とを、軫念遊ばされたる御事で、全然御一身の利害休戚を、御顧慮在らせられざる、沒我的愛情の發露に、外ならざる次第と拜察さるのである。其實例は枚舉に遑あらざると同時に而も御詠集を拜誦せば、一一的確に拜察し得ることが出來るのである。

明治天皇の御功跡としては、第一に王政復古の維新大業を遂げ、從來に於ける、固陋の制度習慣を刷新し、新たに憲法を欽定遊ばされ、開國以來皇祖の念じませる『しらす』の政治を實現する爲め、國民に參政權を與へ、加ふるに徳教の聖勅を下し、教化の大軌範を宣明し給ひ、更に百工技藝を奨め、學術を弘め、内は國

民生活の安定と福祉とを圖り、外は皇威を海外に輝かし、國際平和の増進に貢獻し、進んで全人類愛の實現に、軫念あらせられしは、顯著なる事實である。故に我等同胞國民は、現在並に將來に於ける、本分の自覺と、衷心より國體の真相を認識せんと思はば、須らく先づ明治天皇を學び奉り、仰ぎ奉ることが、唯一の奉仕と信する次第である。

斯く明治天皇を學び奉るの、必要を認めたる上は、其方法として、我等臣民は畏くも『しきしまのみち』の一大經典と仰ぎ奉る、明治天皇御詠集に付、精進的研究を致すを以て、最も適切にして、而も有効なりと認むるものである。依て御集中より數首の大御歌を拜誦し奉り、以て大御心の深く厚かりし次第を、仰ぎ奉ることとする。

人もわれも道を守りてかはらずばこの敷島の國はうごかじ (一一前)

斯の大御歌は、皇祖皇宗の御教へは、絶對至上の道にして、子孫臣民の俱に遵守

すべき、大軌範なるを以て、億兆の臣民は、心を一にして斯の道にいそしめば、益益天壤無窮の皇運を、扶翼し奉ることを得るとの、御聖旨を恐察致さるのである。前に『三種の神器』を講述せし際、『御鏡』は皇道即ち教化の象徴で、絶對唯一の平等の大軌範を御示し給ひしものなれば、之れに信順しつつ、億兆心を一にせば、如何なる差別方面をも、圓滿に調和せしむることが出來ると、申せし愚見を以て、此大御歌を拜誦することは、敢て不倫にあらざること、信する次第である。

どこしへに民やすかれといのなるわがよをまもれ伊勢のおほかみ (二四)
伊勢皇大神宮の神體は『御鏡』である。『御鏡』は皇祖天照皇大神の和魂の象徴にましませば、歴代の天皇は常に崇敬信仰し、以て國家の安寧と、臣民の福祉とをお祈り、遊ばさるのである。明治天皇に於ても、當時天津神の祭祀に、甚深の聖慮を拂はれ給ひしは、一に皇祖の子孫たる、我等同胞臣民に、福祉を得せしめ

給はんと、聖愛的叡慮に外ならざることが、拜察せらるるのである。

白雲のよそに求むな世の人のまことの道ぞしきしまの道 (三七)

斯の大御歌は、孟子の所謂『道は近きにあり、然るに却て人は遠きに求め居る』との意味と同じ様に、兎角世人は物數奇に、奇を衒ひ、新を漁る爲めに、却て身を誤り、心を害ふこととなるから、先づ能く自己の足許を正視し、注意することが、大切であるとの譬喩の如く、祖國には我等の大祖先が、沒我的愛情を以て、體驗的に味得せる、穩健着實なる、玉鉾の道、又敷島の道と稱する、至上の大軌範の道德並に藝術・信仰の存する故に、此處に専心信順しつつ、以て修養の功を積むことが、最も確實にして且効果が多いとの謂はれと信する次第である。更に之れと同じ意味の如く、拜詠し奉る御詠は

あやまたむこともこそあれ世の中はあまりにもものを思ひすぐさば (四五)

この大御歌は、恐れ多くも、前に拜誦せし、大御歌と同工異曲の感を催ふされて

いともありがたき次第と、感佩し奉るのである。即ち俚諺に『疑つては思案に違ふ』と云へる譬喩が、畏くも大御歌に依つて、玉成神化せられ、偉大なる教訓的權威として、拜誦せらるる次第である。

くもりなき心のそのしらるるは言葉の玉のひかりなりけり (三七)

この大御歌は、我等祖先の言葉は、言靈(ことだま)と云はるる如くに、悉く祖先の體驗的實感の發露であるから、其言葉に一一精神が含まれ居る故に、我等は其言葉を味ふに由つて、祖先の生命に親しく、接觸するの感孚が起るのである。其言葉の光りの底に我等の祖先が、子孫の爲め、祖國の爲め、將た世界全人類の爲めに、垂れ給ひたる誠の心が、活躍して居るのである。更に重ねて申せば、我等祖先の創造せられたる文化的價值は、祖先の叫ばれし言葉其物に一一含蓄せられ、而も永久に保存せられ居るのである。然るにともすると、我等の祖先には、思想の進歩がなく、文北の創造がないなどと、不埒のことを申す輩もあるが、畢

竟祖國に於ける最も大切なる、言靈の意義を解せざる不學の徒の譚語に過ぎざる次第である。畏くも大御歌は、此等の蒙を啓かるる爲めに、言葉の心の光こそ、我等のしきしまの道を照らす誠であるとの、御趣旨と仰ぎ奉る次第である。

國といふくにかがみとなるばかりみがけますらを大和だましひ (三七)

うちむかふたびに心をみがけとや鏡は神のつくりそめけむ (三七)

われもまたさらにみがかむ曇なき人の心をかがみにはして (四一)

大和民族の終局的使命は、國際的平和を全ふする爲めである。全人類愛を如實に表現する爲めに、我等の祖先は、其準備として、人生生活の最も大切なる、家庭生活の體驗に由つて、沒我的信念の下に、眞劍なる修養を遂げられたのである。其結果が即ち皇道であり、玉鉾の道、又敷島の道である。隨て其子孫たる我等國民は、何處迄も、祖先の心を心として精進し、以て世界道德の實行者として、遺憾なき迄の人格を陶冶大成すべきである。鏡の大御歌の御聖旨も、恐らく茲に在

らせらるるかど、恐察し奉る次第である。

次に『御鏡』は道德の大軌範で、此至上道は神の造りませし道なれば、何處迄も『御鏡』の光に浴して、各自の心の曇りを照破することが、我等臣民の心懸なるべき次第をお示し遊ばされしかど、恐察さるるのである。

次に恐れ多き極みながら、我等臣民に其自覺を起さしめ給はん爲め、天皇御身親ら、御修養あらせられ、而も『人の心を鑑として』と、仰せらるる御聖旨の程は畏くも『御鏡』の積極的性質の『赫き見る』『考へ見る』こと、即ち反省・批判と、消極的性質の『屈み・屈み見る』即ち謙讓・信順・抱容の御徳を御表現遊ばされたる大御心に感泣する次第である。

目に見えぬ神に向ひてはぢざるは人の心のまことなりけり (四〇)

めにみえぬかみの心に通ふこそひとの心のまことなりけり (四〇)

我等の祖國は、天津神の作りし御國なれば、國の生命は『まこと』又『みこと』で

ある。此事は天皇即ち『すめらみこと』の意義を講述せし際、委しく説明して居る通りである。祖國の國體精神が『まこと』なる上は、國民の心も當然『まこと』なるべき筈である。而して此『まこと』は常住不斷に、皇祖皇宗を始め奉り、天津神を崇敬禮拜し、其心を以て一切の神靈に接し、毫も恥づるところなき迄、修養し精進することが、臣民の本分と信するのである。即ち其境地に到る底の、修養精進を持続するときに、始めて『まこと』の人となるとの意義と、拜誦し奉る次第である。

むちうたば紅葉の枝にふれぬべし駒をひかへむ岡ごえの道 (四一)

斯の大御歌は、兎角凡人の癖として、得意になると、愈愈驕りの心が、増長するものなるに、明治天皇は日露戦争後に於て、却て彌増しに克己反省の御修養を勵ませられ、御身親らには、少しも戰捷の功榮に、誇り高振らせ給ふなどの、御氣色あらせられず、唯唯鞠躬如として、一心に民安かれと念じ遊ばされし、御振舞

に對しては、我等臣民の感泣に堪へざる次第である。若し外國の君主ならば、必ずや戰捷の餘勢に乗じ、大得意で所謂、白馬銀鞍、當りを拂ふの振舞をなさる事ならんに、明治天皇に於かせられては、一日吹上御苑の紅葉狩りに、御幸遊ばされ、愛馬に跨りつつ御苑の中をお通り遊ばされしが、俄に右の御詠を思ひ浮ばせられ、少しも浮き立つ御心の御振舞なきのみか、無心の樹木にまで、大御心を注がれ給ひしは、眞にありがたき極みである。孟子が『思禽獸に及ぶ』とて、時の國君の徳を稱せしことに比べて、明治天皇は、更に恩樹木の末にまで、徹底せしことを思へば、明治天皇の御盛徳は、誠に計り知るべからざる、次第と拜察さるるのである。尙支那の『王制』に『豊年不_レ奢・凶年不_レ儉』と云ふ格言があるが、此實行はなかく難事である。然るに我等の現神と崇め奉りし、明治天皇は全く此格言を超越して、實際に平素の御宸念を表現遊ばされ給ひし次第は、感佩の極みである。

おのが身のまもり刀は天にますみおやの神のみたまなりけり (四二)

斯の大御歌は、『御劍』の徳を詠せられしものと、恐察し奉るものである。太刀は起ち・立ち又斷ち・裁ちの意味にて『さばく』の義である。此意義に由つて、邪惡を制し、正善に向はしむるものである。故に太刀は銘銘の心の守り本尊である。此破邪顯正の心の力は、皇祖皇宗の靈魂であるとの意味と、拜察さるるのである。斯く天津神の神意を以て心とせば、自然と自己の煩惱を切斷し、菩提心を向上せしむることが出来るのである。且斯の御詠に由つて、愈々天津神崇拜の大御心の程を恐察し奉ると同時に、愈々皇祖皇宗の御教に、信順實踐遊ばさるる聖意を、お示し遊ばされし御事と、拜察し奉るのである。

何事も思ふがまゝにならざるがかへりて人の身のためにして (四三)

斯の御詠は、實に明治天皇の御宸衷を恐察し奉りて、感涙に咽ぶ次第である。一天萬乗の尊位に在しませば、何一つ御思召の儘に、ならざることのあるべきかと

仰ぎ奉る程なるに、何處迄も御身親ら克己反省に御精進あらせられ、努めて乏しきに堪へ、難きを忍ばせ給ひて、御修養に御勵精遊ばされ、以て親ら大御親としての、聖愛慈悲を垂れさせ給ふ、御思召の程は、何とも申上様なき、ありがたき極みである。

港江に萬代よばふ聲すなりいさををつみし船やいりくる (三七)

明治天皇の御詠は、道德・宗教・學理・藝術一切に對する、天皇即ち『すめらみこと』としての、宇宙觀並に人生觀を表現し給ひしものなれば、眞に祖國に於ける一切の教典であり、大軌範で在らせらるることは、申すまでもなき御事なるも、別けて『しきしまのみち』の表現としての『歌』として拜誦するも、眞に空前無比の、御傑作と仰ぎ奉る次第である。凱旋軍隊を満載し、堂堂たる旭日の御旗を靡かせつつ、港に打ち寄せし軍船の光景は、眞に國民をして、肉躍り血湧くの喜悅と感慨とに咽ばしむるも、而も此の如き偉大崇高の光景を、詩に歌に現はすこ

とは、眞に斯道の巨匠大宗と雖も、容易の技にあらざるものなるに、明治天皇の御詠を拜誦するときに、絶えて雕琢推敲の跡なく、如何にも自然に金聲玉振の發露を、仰ぎ拜するの神技は、全然他の追隨を許さざる次第である。以上の講述に由つて、我等は祖國の國體を禮拜し、鑑賞するに際し、上古以來の文獻事實を、熟讀翫味するの必要を認むると同時に、更に明治天皇御詠を拜誦し體讀し、研究することが、最も大切にして且意義多き次第を感知するものである。

尊詠如雲仰百回。

到頭不可望天臺。

愛民聖意深於海。

畏自敬神崇祖來。

拜誦明治天皇御詠集有感。神作龜山

第九章 昭和中興に處すべき國民の自覺と本務

本講に入るに先だち、一言題意に付、釋明の必要がある。そは中興と本務との、字義の解釋である。中興とは動もすると、中頃（又は中葉）の興隆と、解釋するものがある。之れは全然間違ひである。茲に謂ふ所の中は當ると云ふ意味で、中興とは取りも直さず、國家興隆の機運に當ると云ふ意味である。其出典は資治通鑑の周宣王の意中に『周宣王成中興之名』とありて、其處に判然と『中は當なり去聲』（即ち送韻）と註して在る。故に漢詩人は中興を仄平聲に用ひて居る。例へば有名なる杜甫の詩に『今朝漢社稷。新數中興年。』とあるに徴して明らかである。（中の字を『なか』『ながば』『ながし』『ひとし』と訓む場合は東韻即ち平聲である）故に昭和中興と云へば、昭和の時代が、國家興隆の時運に際會したとの意味である。次に本務とは、義務以上の積極的奉仕で、他の拘束強制に依らず、全然自己の良

心から、發動する處の、自發的奉仕の意味である。義務とは國法若くは、其他の對立的關係に由つて、拘束強制せらるる責務を云ふのである。故に本題の意味は昭和の新興時代に處すべき國民は、如何なる自覺の下に、本務を全ふすべきかと云ふ、意味に解釋すべきである。

前數章に於ける講述に由つて、祖國國體を考察し、建國的精神を禮拜しつつ、思ひを現代の不仕鱈極まる、實相に回らす時、我等は眞に無限の感に打たると同時に、祖先在天の神靈に對し、衷心慚愧に堪へざる次第である。勿論現在に於ける、社會相出現の由來は、素より一朝一夕の因縁にあらざるも、其最も著るしく而も近き原因は、明治維新と與に、漫りに西洋諸國の文化を、模倣せし、結果と思ふのである。明治維新の盛業は、數百年間廢頽し來れる、王政式微の復興と同時、久しきに涉りて、馴致せられたる、變體的封建制度の革新なれば、素より公明正大の事業であり、隨て三百年來の鎖國的陋習を一新し、以て我等の祖國を

泰山の安きに置き、蕩地(まつしくら)に國際場裏に駢馳するの盛運を開擴せしこと故、祖國の史跡上、所謂劃時代的紀元とも、云ふべき次第なるも、更始復興と同時に、俄に歐米諸國の文明に憧憬せし爲め、國情民性を異にせる、彼等民族の精神文化にまで心酔し、殆んど無批判的に、盲從模倣せし結果、全然祖國の文化を忘却し、剩へ國情民性と、氷炭相容れざる、僞文化・惡思想にまで陶醉せしは、眞に慨歎に堪へざる次第である。勿論物質文明に於ては、彼等諸外國は、確かに一日の長ありし故、之れを模倣し、由つて以て祖國に於ける、物質的新文化の素養に培ひしことは、素より當然の施設なるも、寧ろ是れ以上に大切なる、祖國特有の精神文化を忘却し、無批判的に彼等の弊質と稱する、僞文化・惡思想まで、攝取せしことは、眞に愚の骨頂と言はねばならぬ。明治天皇の維新創業に於ける、五箇條の御誓文中に『知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ヌヘシ』との御詔勅を拜し、之れに由つて、世界の文化を吸收せしことは、誠に時機に適應せしこと

なるも、元來世界の文化を吸収するの必要と目的とは、取りも直さず、皇運を扶翼し、以て祖國文化の精華と、價值とを振興發揮するにあるべき筈なるに、肝腎の目的と眞意とを忘却し、漫りに彼等諸國の文化を、無批判的に攝取せし結果、皇基の振起は魯か、却て之れを失墜するに要りしは、眞に慨歎の極みである。故に今日は遅くとも、思ひを茲に致し、祖國特有の大文化を考察し研究し、國體の精華真相を、的確に自得し、其根底に基づける、新文化の創造發見に、專心的努力を拂ふことは、せめて是迄誤り來りし、失敗を反省悔悛すると同時に、遅ればせながらも、祖先の遺圖に信順し、且其恩義に感謝する、次第と信ずるものである。況して明治の維新は、明治天皇の一大洪圖にして、王政の復興を遂げ、我等臣民に、至大の福祉を授け給ひし、至大至高の聖恩なれば、須らく之れを敬仰し、衷心より感謝の意を捧げ奉ると與に、天津神を始め奉り、我等の祖先が、體験的に實踐躬行を遂げ、以て我等後世子孫の爲めに、永久的軌範と價值とを、遺し給

ひし恩義に信順感謝すべきは當然である。而して大正時代の臣民は、其繼續者として、最も忠勤を抽んづべき時代なりしが、不幸にして奄かに大正天皇上天の悲厄に遭遇せしは、惜しみても限り盡きせぬ悲歎事である。然らば昭和時代は明治維新の盛業を承繼せる、三代目に當るを以て、昭和の國民は、是非とも明治維新の盛業を、大成するの義務と、責任とを自覺すべきである。而して之れを遂げ果たさんには、是非とも祖國の國體と、建國的大精神に目覺め、所謂王者の民として、當爲の本務を、全ふすべき覺悟が大切である。前章にも述べし如く、祖國文化の根元は、純眞なる至上愛にして、而も此至上愛は、母性が其嬰兒に對する肉親的聖愛の、向上擴充せしものなる上に、更に其半面には、聰明なる睿智の閃けるものありて、而も此兩者の渾然融和せる、精神其物であれば、行くとして可ならざる所なきものである。故に之れを基調とせる、道德・原理・藝術・信仰等は悉く之れを世界の列國、並に各民族に施して、毫も支障を感ぜざる、普遍的至道

と信するのである。今日共產主義とか、社會主義とか稱する、思想中に就ても、其中には自ら取るべき美點もあれど、而も此等の美點は、何れも我等の皇道即ち國體精神中に、包容せられ居るを以て、我等祖國の文化の傘下に於て、優に此等の長所美點を、加味折衷して實行することが出来るのである。況んや我等國體精神を表現し奉る現神、即ち天皇（『すめらみこと』の御精神は宏大無邊にして、あらゆる世界文化の長所美點を包有しつつ、あるに於てをやである。然るに祖國內の共產主義者、若しくは無政府主義者が、我等の皇室をも、疎外せんとするは、言語同斷の極みと云ふべきである。我等の皇室は、國民全體に對する愛情は勿論全人類に對する愛情も、同様であらせらるる故に、毫も排他的思想を含まず、何處迄も沒我的至上愛の支持者たることは、歴史上顯著の事實である。隨て所謂『マルクス』主義の如きも、其中の美點長所は、充分我等の皇道中に包含せられ、皇室の博愛的温情中には、彼等思想の長所美點をも、優に包含し實行しつつあるの

である。即ち『三種の神器』の差別・平等・調和の精神並に關係は、優に彼等學徒の一部眞理を包容し、實顯し居るのである。特に我等の經濟に於ける眞意義が、愛にして、而も其象徴たる『御璽』（たま）は『賜はる』『給はる』の意義なれば、『マルクス』の所謂剩餘價値の分配は、『賜はる』（施すの義）の意義にて、最も合理的に分配し、處理し得べきものである。剩餘價値を悉く労働者に分配するの不合理は、資本家に獨占せしむるの不合理と同一である。然るに我等が祖國の經濟は餘れるものは賜はる、給はるの意味（上より下に恵むを賜はる・給はると稱し、下より上に、捧ぐるを獻る『たてまつる』と稱す。一説に璽（たま）は『たへま』の妙圓の約又『たてまつる』（獻上）の約と云つて居る）にて、最も公平に而も溫情的に、社會・國家に提供し、若くは鰥寡孤獨其他の救濟事業に分配し、善處し得るの意義を包含し居るもので、其合理的なるに、感佩措く能はざる次第である。故に祖國の御教へに信順し、其大軌範に根ざせる、政治・經濟・教化の運営

を巧みにせば、毫も鬭争的革命等に由らずして、圓頓平和の社會相を發現し、國民の幸福と安寧とを招致し得るのである。此の如く一方に於ては、総合的に調和と統整と、一方に於ては、分科的に研究と創造とに努力せば、國運の向上發展期して待つべきである。是を以て昭和の國民は、是非とも茲に其自覺を高め、以て本來の責務を全ふすることを念とすべきである。

此希望を具體的に云へば、大にしては、國家の政治・財政及び經濟・教化より、小にしては、一地方の自治經營に至るまで、悉く以上の心得を以て、従事すべきである。即ち一方には調和統整を圖り、一方には發明創造を勵み、以て相互扶助の實効を擧ぐべきである。然るに現時の中央政治の如きは、或は極端に積極と稱し、或は突飛に消極を唱へ、而も局促たる黨派心と、層層たる利己心に立脚し、單に一部團體の、利害休戚にのみ没頭して、他を省みざる爲め、其結果自ら調和統整を缺き、遂に階級鬭争心を、喚るに至るのである。

隨て地方自治に於ても同様である。近時地方經營の一面に農村振興の急務を、高調することとなりしも、實際の運営は、毫も緒に就く能はざるは、一に以上に於ける、総合的調和と、分解的創造の統整宜しきを得ざるに由るものである。我等の國體が何處迄も、調和渾一的なると同時に、一面にはあらゆる分業的創造發明を獎勵し、而も此兩方面を巧みに按排調整する所に、平等至上の睿智が、加味應用せらるる次第なるに、現代の政治家も、實業家も、教育家も、將た一般國民も、銘銘勝手勝手に自己本位、若くは黨派本位の振舞をなし、絶えて没我的精神と、平等的睿智との、發露提携を見ざるは、慨歎の極みである。若し茲に農民が、互に科學的知識と、道德的信念との下に、衷心より没我的愛を以て、事に従ひ業に勵みたらんには、農村經營の解決、期して待つべきである。當今の弊實たる黨派心は、畢竟共存共榮・隣保相助の溫情を缺き、單に自黨と個人の利益を、本位となすを以て、其結果一切の行事に、行き詰りを生じ、遂に階級鬭争の破綻を聞くこと

となるのである。我等の祖先が、常に肉親の愛情を以て、家庭を經營しつつ、體験的に得たる精神即ち皇道（絶對的愛）に信順し、其心を以て家庭郷土より延いて、社會・國家の事業に従ふこととせば、必ずや清明の生活を遂げ、自他併立の福祉を贏ち得ること、疑ひないのである。然るに單に自己の利益を目標とし、所謂拔け掛けの功名にのみ、没頭する爲め、毫も協調的經營を擧ぐることが出來ぬのである。例へば茲に一農村の經營に付て語らんに、其一村の住民が、純真なる相互扶助の精神を以て、信用組合を組織し、以て適當なる農村の事業を分擔し、其生産品の販賣並に原料品の買入れ等は、一切組合に於て處理し、生産超過の場合には、從來の投賣を防ぎ、相當期間まで、貯藏保存の方法と準備を講じ、他日同品の不足せし時期を見計ひ、以て適當に處理し、且製產品は出來得る丈、加工し精製し、以て久しきに亘り貯藏することを得しめ、所謂狡商の手に、左右せらるる憂ひを除くこととせば、單に生産品の過剩を善處し得るのみならず、一切の

製產品を有効に善處し、併せて原料品を安價に仕入れ、以て總合的に利益を收得することが出來るのである。而して農閑の期間は、或は之れを教育に利用し、或は之れを有益なる技術の練習に利用せしめば、愈々村民の智徳を進め、實力を向上せしむることとなる。此の如く凡ての事業を、或は分業的に研究的に振興せしめ、或は總合的に組合としての、一切の信用と、實力とを増進せしむることとせば、其一村の繁榮は、必ず期して待つべきである。此の如くせば、必然農村經營の實を擧ぐることに、疑ひないのである。

現代の農村をして、此の如く協調的生活に、親しましむるに就ても、我等の祖先が、開國の切めに於て、當時の同胞に對し、純真純正なる恩愛同情の下に、一切の運営を施せし實相と、眞意とを追仰禮讚し、其心を以て現在の同胞に對し、衷心より溫情を發揮せしむべく、切實に希望する次第である。

此の如く祖先の恩義に對する、衷心の感謝と、共鳴とに由つて、飛躍精進するで

なければ、到底刻下の行き詰まれる、現状を打解すること不可能である。重ねて申せば、昭和時代に即せる、我等國民が、眞に合理的生活に親しまんとするならば、是非とも祖國の國體精神に目覺め、所謂沒我的愛情を以て、上は天津神の恩義に感謝し奉り、下は同胞國民に對する衷心の奉仕と垂惠とに、精進邁往すべきである。是れこそ眞個に昭和の國民が、時局に善處すべき自覺的本務であり、且最善の奉仕と信する次第である。

絃誦聲寥火國天。學窓暗澹噎塵烟。沛然一夜曼陀雨。
靈水潺湲激硯田。

酬某詩宗之芳問。

神作龜山

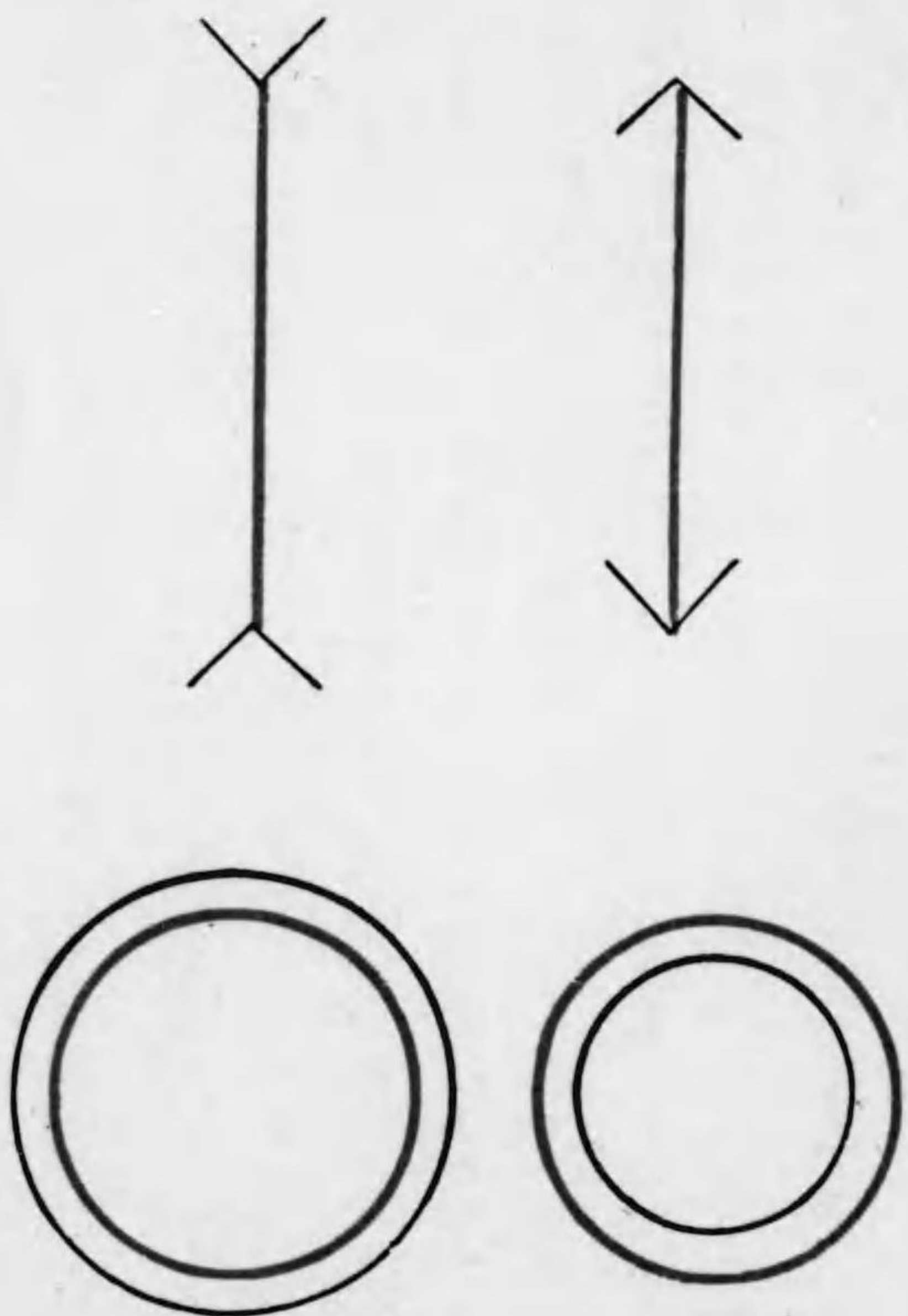
第十章 結 論

祖國の國體精神は、以上講述せし如く、渾然たる實相を表現し、其文化價值、即ち皇道は、古今を通じて謬らず、中外に施して悖らざる、至上道なるを以て、之れを軌範とせる、民族の思想も行爲も、穩健着實にして、専ら研究的態度と、反省的思考とに基づき、一切批判的に取捨折衷せし故に、印度支那等の外來文化に對しても、其長を採り萃を擇び、而も能く消化し同化して、祖國本來の文化を培ひ價值を高めしことは、第一章第二節の(3)傍系的對象に於て、略ぼ講述し盡せし次第である。隨て當時即ち皇宗發祥以後、王朝時代の中葉に至る間の、國勢と文化とは、遠く支那を風靡し、彼等國民をして、陸續踵を接して歸化せしめし程なりしも、中古王政紐を解き、民心亦漸く優柔不斷に流れ、祖先の意氣と行爲とは始んど地を拂ひ、皇運爲めに萎靡し、加ふるに支那文化の漸次浸入に隨ひ、其反

對に祖國國民の批判的能力次第に衰へ、其結果として、外觀的儀禮に富める、支那文化と、因果的教義を特色とする、印度宗教に惑はされ、其餘弊の浸潤と、因縁の久しき、爲めに遂に祖國本來の文化を萎靡せしめ、國民の元氣を失墜せしめたのである。之れを歴史上の事實に就て述べれば、大化の新政は、以上の弊風を一洗し、更始維新の目的を以て、起せし革新的事業なりしも、大切なる祖國固有の精神萎靡し、剩へ國民全體が批判的能力を失ひ居りし爲め、却て隋唐爛熟文化の餘弊に心酔し、爲めに回天の偉業をして、空しく中廢せしめたのである。降て飛鳥・奈良兩朝時代を經、平安朝時代となりしも、毫も祖國本來の精神に目覺むることなく、却て極端に唐朝時代の形式文化に心酔せし爲め、國威と民風とは、愈々萎靡し、王朝時代の活氣は全然地を拂ひし次第である。次で鎌倉時代となりても、學ぶ所は宋朝形式文化の餘弊に過ぎざる次第なれば、到底祖國本來の生氣と實力とを復興するなど、思ひも及ばぬ程にて、爾來荏苒彌久、王政愈々衰へ、遂に

三百有餘年の鎖國的國勢を、馴致せし徳川時代となつたのである。神武天皇御創業時代乃至王朝時代の中業迄は、外國文化の萃を探り長を擇び、以て祖國の文化に培ひ、國體精神の糧となせしものが、一變して無批判的に外國文化の餘弊にまで、心酔模倣するに至りしは、要するに祖國文化の精神たる、批判的睿智と、研究的態度との、失墜に坐すると同時に、反面には祖國文化の特質として、單に質實剛健を旨とし、外觀の粉飾を嫌ひし上に、宣傳の拙なるに引換へ、外來文化は所謂禮儀八百・威儀三千の稱ある如く、努めて外觀を美にし、誇張を旨とする爲めに、素朴の國民をして、自然眩惑せしめたるは、止むを得ざる次第とも、云ふことが出来る。即ち前にも云へる如く、我等の祖國に於て、唯一の祭祀たる、伊勢の神宮に於てすら、全然粉飾を施さざる、素朴の宮居にして、(而も後世二十年毎に新營せらるることとなりし程にて)外觀の美は、殆んど認むべきものなく、勿論心ある者の眼には、高尚森嚴、何とも云ひ難き、崇高偉大の感想を、惹き起さ

しむるも、素朴の國民には、寧ろ七堂伽藍を具へ、金色燦然たる大寺院を觀るときに、縦令其本尊の價値に、相違を認めざるも、目を射る美觀の爲めに、自然其方に引き着けられ、知らず識らず、禮拜を傾くることとなつたのである。即ち別圖に掲ぐる同じ長さの朱線も、其兩端に加ふる裝飾の如何と、又同じ圓徑の朱線を以て、畫かける圓も、其内と外とに、同形の圓を副へるに由つて、自然幻覺(illusion)を感ずると同じ理である。斯の如く、支那と印度の文化の渡來に由つて、國民の信仰上に多大の變化を生じ、加ふるに皇道本來の、宣傳教導に怠りし結果は、漸次祖國特有の文化を、忘却するに至りしに、更に明治維新と與に、歐米の文化に接觸し、近世に於ける、彼等諸國に於ける、物質文明の美觀に眩惑し、其極無批判的に、彼等一切の文化を模倣採用せし爲め、遂に思想は勿論、經濟其他一切の文化に、行詰りを招致せしのみならず、極端なる社會主義、即ち共產主義・無政府主義・階級闘争主義等を盆出せしめたるは、沙汰の限りである。就中『マル



クス」學派の徒輩は、執拗に其主義を宣傳鼓舞し、専ら階級闘争心を挑發し煽動し、飽迄内亂的暴行手段に訴へんとし、孜孜汲汲日を亦足らざるの概を以て、浮身を糞しつつあるのである。若し此儘に打棄て置かんには、頓て國家の大混亂を來すの虞れあるを以て、是非とも之れが匡正の大策を、講せざるべからざる時代に迫り居るのである。而して其匡正策は、要するに祖國肇造の大精神に基づき、皇祖皇宗を始め奉り、當時に於ける我等大祖先の體験的修養に倣ひ、徹底的に克己反省し、向上飛躍するより、外に良策なきものと信するのである。何となれば、今日の如く混亂せる國情は、如何に大手腕を有する、政治家にても、將た宗教家にても、到底一朝一夕に匡濟の實を擧ぐることに、至難であるからである。之れを人間の病氣に譬へんに、所謂病既に膏肓に入りし者は、如何なる名醫と雖も、一投手の勞を以て、之れを根治することは不可能である。極度の疲勞患者には、全身麻酔を施すことすら、不可能なるに、況して外科的大手術を加へんとするが如

きは、到底望むべからざることである。若し強ひて之を施すが如きは、所謂角を矯めんが爲めに、却て牛を殺すの愚に陥る類である。殊に『マルクス』主義の如きは、單に人生社會の一方面なる唯物史觀の見地から、渾一的表現の國家・社會に對應せんとするものなれば、愈愈以て不適當の對策たるを疑はぬ次第である。前章にも述べし如く、從來の唯物論なり、唯心論なりは、何れも盾の半面を見て他の半面を認めざる誤謬論である。然るに渾一體たる祖國は、物心一如の表現實相なれば、之れに處すべき、一切の政策は、當然全體に即せる、科學と哲學との體系に基づく、渾融圓滿の原理原則ならでは、適合せざるものである。『マルクス』の經濟論にも、部分的には眞理を認むるも、全體としての原理的價値を缺くことは、明瞭なる事實である。例へば資本論に於ける、剩餘價値の處分に付ても單に勞働者の收得たらしめんとするが如きは、素より當を失するものである。然るに我等が皇道の經濟的旨趣に於ては、剩餘價値は、當然祖國全體に、提供すべ

き性質のものなるを以て、時宜と場合とに應じ、或は租税として國家須要の事業費に充てるか、或は其時宜に適切なる救助其他の施設に仕向くべきもので、畢竟經濟が、愛の表現に基づく原理に、根據を置く爲めである。『マルクス』主義に従へば、單に之れを勞働者の收得となすの説なるも、こは恰も其反對に、悉く資本家にのみ、獨占せしむると、同一の誤謬に陥るものである。經濟の目的が、愛の表現即ち共存共榮に存する上は、剩餘價値の分配は、當然國家・社會に提供せしむべきは理の當然であり、而も祖國國體精神の發露と云ふべきである。此の如く經濟政策を、祖國本來の皇道に即せしむるときは、喧びすしき消費分配の問題も、力を勞せずして、解決が出来るのである。換言すれば、『マルクス』主義の部分的長所美點は、既に充分祖國國體精神に於て、包容實現し居るのである。何を苦んで其原理根底を誤り居る、偏唯物論の『マルクス』主義に、拘泥するの必要あらんやである。

再び病氣の療法に譬へんに、病毒を治するに、種々の投薬法、若しくは手術もあるが、名醫の療養は、其治療の爲めに、不良の副作用を起さしめざるこゝとである。恰も爲政家の政策遂行も、之れと同じく、其救治策の方法、宜しきを得ざるときは、縦令一時の危難を救ひ得るも、これが爲め他日不測の弊害を醸成し、延いて社會・國家の混亂を惹起するものである。是れ最も注意戒心すべき要訣である。此理由から考ふるときは、祖國國體精神に、全然違反せる唯物史觀の原理に、基ける、『マルクス』主義政策の恐るべき理由が、的確に判知さるることと、信するものである。

且國家・社會の時急策は、往往急劇の處置に傾き易き弊あることは、爲政家の特に猛省すべき點である。何となれば、急劇の處置は、動もすれば、不測の副作用を醸成し、意外の結果を招致するの恐れあるが故である。勿論危急の際には、因循姑息の態度を容るるの餘地なきも、其所謂一刀兩斷的方法是、努めて慎重の態度

と平靜なる批判の下に、前後本末の關係に、考慮を拂ふべきである、況して痼疾的となりし、現今の國狀國難に際しては、一層其匡救的方法に、考慮を拂ふの必要があるのである。然らば如何せば可なるやと云へば、先づ建國精神の根底に據り、徐ろに眞の方向轉回を以て、更始一新の大政策の下に、漸次秩序を追ひつつ文物制度の改善を施すべき次第と信するのである、それには根本的に教育の方針を改善し、一切の學校に於て、其程度に應じ、適切なる、體系的國體精神を祖述し涵養し、以て科學其他一切の教科に、的確なる思想的根據を識得せしめ、以て他日に於ける、實生活をして、よりよく皇道に即せる、信念と行爲とを表現せしむべく、啓培の實を擧ぐるを要すべきである。隨て大學には、必ず祖國國體に關する、講座を特設し、以て學生に其蘊奧を、知得せしむると同時に、政治・經濟・教化其他一切の經綸的事業には、必ず國體精神の根據を得しめ、以て眞個に國本に培ふべく、施設せば、必ず世界に比類なき新文化を創造し、發揚すること疑ひな

いのである。現に今日世界の學者は、哲學に精神科學に、何れも其根底の深きものを、討尋しつつある間に、上下數千年を通じて表現せし、我等の皇道ほど、完全無缺なる、精神科學なきを感知するに至りし際なれば、此原理を深刻に研究し、之れを根據として、更に世界文化の特色精萃を採納し、打つて以てより善き價值ある大文化を創造し發揮することが、我等大和民族の任務として、最も意義ある奉仕と信するのである。要するに今日の急務は、國民をして祖國特有の精神並に文化に目覺めしめ、百般の事業をして、一切其基礎根底の上に、表現し創造せしむべきである。斯くして國民の意志を更始一新せば、必ずや行き詰まれる、現在の頹勢を挽回し得るのみならず、更に特殊斬新の創造發明を遂げ、以て皇運の扶翼に培ふのみならず、延いて世界列國の指導者ともなり得るのである。思ふに我等大和民族の大使命は、斯くして始めて遂行し得るものと確信するのである。以上講述せし要領を、概括すれば左の如くである。

- 一、各大學には必ず皇道に關する講座を特設すること。
- 二、祖國肇造の精神並に皇道の學說を英・佛・獨三個國の國語を以て世界に宣傳すること。
- 三、皇道を中心として、東西の哲學並に精神科學の精華を渾然融合醇化し、以て新たなる総合的大文化を創造すること。
- 四、各學校は其程度に應じ、徹底的に祖國國體精神の涵養に盡瘁すること。
- 五、政治・經濟・教化を改善し、其施設をして、的確に皇道に立脚せしむること。

增訂體系的國體新論(終)

昭和四年十一月二十日印刷
昭和四年十一月廿五日發行
昭和六年九月廿五日增訂六版印刷
昭和六年十月一日增訂六版發行

定價 金一圓
上製金二十錢增



增訂 體系的國體新論

著者 神作濱吉

發行者 大葉久吉

印刷者 濱野英太郎

東京市日本橋區本銀町三丁目十四番地

東京市西區紀尾井町三番地

發行所 關西專賣

東京市日本橋區本銀町三丁目
振替貯金口座東京二八〇番
大阪市四區阿波羅通四丁目
振替貯金口座大阪四三番

株式會社 寶文館
株式會社 大阪寶文館

龜山神作濱吉著

まつり

四六美裝全一冊
定價一圓三十錢
上製二十錢増
送料金十錢

本書題して「まつり」と云ふ。「まつり」とは、「まつはり、まとはり、まともり、まつろひ、まじはり」である。通じて「まことのつらなり」である。空間的には宇宙に充實豐滿せる萬象の表現であり、時間的には萬古に生々發展する生命の飛躍である。これ總て我國建國以來の國體精神たる「皇道」である。言ひ換ふれば「かむながらの道」である。我が國家社會を運営すべき指導原理は之を措いて他に無いのである。今や我國の世態は、政治に經濟に教育に其他すべての方面に行詰である。殊に思想界は百鬼白晝に跳梁するの概がある。こは何故であるか、蓋し我が國政の樞機に當る者並に之を翼賛する者が、何れも肝腎なる指導原理を「皇道」即ち「まことのつらなり」に求めずして、全然立國の要素と歴史とを異にせる他國の概念的皮相的なる形式方策に模倣し依頼するが爲である。一旦祖國肇造の大精神たるこの「皇道」に目覺め、國本の根柢を味得し、之を唯一の信念とし軌範とせば、其運営施設は必ずや國家諸般の真相と調和を得、萬事に會通すべきである。著者は方今工業教育界の元老、國體學の權威にして、而も斯道の研究に没頭する五十年、我國今日の世相に觀て憂憤措く能はず、遂に「體系的國體新論」を著し今又本書を出して世に問はる。江湖諸君子の一讀を得ば幸甚の至である。

東京寶文館發行

文部省普通學務局編

國體講演錄

第一編	東京高等師範學校	送定	料價	金一圓廿錢
第二編	廣島高等師範學校	送定	料價	金十二錢
第三編	奈良女子高等師範學校	送定	料價	金十二錢

現今の思想界の難局に處し、其の探るべき楫を誤らないのは確信ある。既往の我國民性に徴し疑はない處であるが、之れに對する指導者は、我國體觀念をよく各自體得するは勿論なるも、特に懇切入念に指導する要がある。文部省に於ては一般思想善導、國體觀念の根本義涵養を焦眉の急となし全國有力中等學校長並に小學校長等に對し、國體研究の一流權威者により各其の確信ある立場より國體に關する諸問題を講演せられたのである。この貴重なる講演は之を少數の聽講者のみに止め置くべき者にあらずとし、弊館は文部省の特命により定價を廉にし廣く發行するの光榮に浴したものである。

東京寶文館發行

著 雄 孝 田 山 士博學文

大日本國體概論

明治四十三年時恰も日露戰役終を告げ、世は昌平に狂れて鼓腹擊壤の樂を縱にする時、思想界には種々の思想横流して百鬼白晝に跳梁し、未曾有の盛世動もすれば將來衰亡の因たらんことを恐るるの勢顯然たるものあり。山田先生慨する所あり、椽大の筆を揮つて我が國體を闡明せられたるもの本書なり。今回字句内容に改訂を加へて再び世に公にせらる。國民一般殊に育英家の一讀再讀を望む。

國民道德原論

世に國民道德を説くもの少からず、雖、多くは道德を標榜してその實我が國を利せんことをものに外ならず、明治天皇が往年教育勅語を下し賜ひて「之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」を宣ひし宏遠なる聖旨に相距る遠しを謂ふべし。本書は三種の神器によりて表象せらるる至誠・愛・敬の三徳を基礎として、我が國民の均しく遵守すべき道德を謹嚴に而も痛快に述べられたるもの、萬人必讀を要す。

洋裝全一册
定價金五拾錢
送料金六錢

洋裝全一册
定價金一圓
送料金八錢

行 發 館 文 寶 京 東

著 雄 孝 田 山 士博學文

國民精神振作に關する詔書義解

日露戰爭歐洲大戰以來、人心放縱に流れ、危險なる外來思想襲來して人心に動搖を來せる折柄、大正十二年九月一日關東地方の大震災あり、於是乎、同年十一月十日大詔渙發、切に國民精神の作興を促さる。山田先生謹嚴の筆を以て之を奉釋し、此の大詔の眞精神を闡明せらる。國民必讀の寶典として諸學校の賞與品として絶好の讀物たり。

御即位 大禮 通 義

大禮に關しては何人も知らんことを欲する所なれども、世間之に關する詳細の記述あるなく、僅にその時々々の新聞雜誌等の記事に因りて其大體を知るべきのみ、山田先生この缺陷に鑑み、往年謹嚴の筆を揮つて本書を著され、斯界唯一の權威書として好評あり、其後久敷絶版となり居りしが、今回訂正を加へ面目を新にして再び江湖に見ゆることとなり。前者と同じく戸々必備の寶典、諸學校の賞與品として推奨す。

洋裝全一册
定價金八拾錢
送料金六錢

洋裝全一册
定價金八十錢
送料金十二錢

行 發 館 文 寶 京 東

忠道	新日本の自主的建設	儒學	神道の現代的研究	昭和	陸象山の哲學	道德の理論と實際	修改日本大歴史
東に關する 西思想	伯 荒 芳 德著	文學博士 野哲人著	橋本文壽著	の 新理 と	三島復著	文學博士 吉田靜致著	文學士 青木武助著
越川彌榮著	二册裝	一卷	全一册裝		全一册裝	全一册裝	全二册裝
全一册裝	定價六十六錢	定價五圓八十錢	定價四圓五十錢		定價二圓三十錢	定價四圓十八錢	上下各五圓半錢 送料各十八錢
送料廿四錢	送料六錢	送料十八錢	送料十八錢		送料十二錢	送料十八錢	

東京寶文館發行

國民道德と現代思想	日本國民道德史	國民道德要領	日本國民思想史	現代の思想とその動き	日本儒教概説	華嚴聖典研究	佛陀の最高哲學
文學士 櫻井賢三著	文學士 伊藤千眞三著	吉田靜致著	文學博士 清原貞雄著	文學博士 清原貞雄著	文學士 岩橋進成著	同著	龜谷聖馨著
全一册裝	全一册裝	全一册裝	全一册裝	全一册裝	全一册裝	全一册裝	全一册裝
定價二圓二十錢	定價二十錢	定價二圓五十錢	定價五圓五十錢	定價二圓五十錢	定價三十二錢	定價五圓六十錢	定價一圓五十錢
送料十錢	送料十錢	送料十二錢	送料十八錢	送料十二錢	送料十二錢	送料十八錢	送料八錢

東京寶文館發行

蘆洲池田四郎次郎著

(内容見本御申込次第進呈)

賜^{天覽}
台覽

故事熟語大辭典

菊判 定價十圓(稅卅二錢)
四六判 定價七圓 特價六圓
送料内地廿四錢

蘆洲池田先生は我國漢學界の耆宿にして現に大東文化學院教授二松學舎教授たり、
本書は明治三十六年起稿、大正元年脱稿、年を閲する正に十、其間一室に籠居して
一切の來客を謝絶し終始獨力を以て完成せられたる空前の浩著なり。蒐錄の語數五
萬有餘、收材多方面に互り、解釋穩健、出典精確、挿繪多數、卷末には完全至便な
る新式索引三種を附す。

文學博士 服部宇之吉總纂

大漢和辭典

四六判布裝美本一册
定價金三圓八十錢
送料金十二錢

本書は實用漢字九千八百餘を選び之に懇切なる明解を施し、上欄には、約四萬五千
の語彙より成る音訓熟語便覽を配したるものにして、文字の排列は實用の廣きもの
を先にして活字の大きさによりて之を區別し、又上欄の熟語と聯絡を保たんが爲に
番號を付したり。尙ほ草字を挿入し、檢索に新機軸を案出せる等、あらゆる特色を
有す。現に諸學校の指定字書として汎く採用の榮を蒙りつゝあり。

東京寶文館發行

終